

偽造株券等の未然防止及び早期発見に向けた当機構の対応について  
偽造株券等対応検討WGの報告を受けてー

平成16年12月24日

(株)証券保管振替機構

## 1. 経緯

日本証券業協会は、本年5月に発生した大規模な偽造株券事件を契機として、「偽造株券等対応検討ワーキンググループ」を設置し、偽造株券による被害の未然防止を図るための抜本的な対応について検討を行い、その検討結果を報告書として取り纏め、去る8月23日に公表した。

報告書においては、当機構に対しても幾つかの要望や提言がなされていることから、当機構として、当該報告書の内容を踏まえ、保管振替制度において偽造株券の早期発見、被害の未然防止を図るための所要の対応を実施する。

## 2. 報告書の内容と当機構の対応方針

報告書項目	報告書の内容	当機構の対応方針
1. 名義書換手続きの早期化	<ul style="list-style-type: none"><li>偽造株券の早期発見、未然防止のためには、顧客から証券会社へ株券が持ち込まれてから、名義書換の手続きを通じて株券の真贋判定を行うまでの期間を極力短くすることが必要であり、そのためには関係者が最大の努力を行う必要がある。</li><li>機構においては、従来、預託株券を受入れた場合、7営業日サイクルで名義書換請求を行ってきたが、これを本年6月28日より5営業日サイクルに期間短縮を行ってきたところである。この名義書換請求のサイクルを極力短縮することで、名義書換代理人及び発行会社における真贋判定着手までの期間を短縮できることから、</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>名義書換請求の翌日化の実施</li><li>機構に預託された株券については、原則として預託された日の翌営業日に、全銘柄について名義書換請求を行う。</li><li>平成17年早期に実施予定。翌日化までの暫定措置</li><li>翌日化の実施に向けては、株券精査用の作業スペースの確保、人員の手当て、現行の事務処理の一部合理化など所要の準備が必要となるので、その準備期間における暫定対応として、日々の流通量が多い銘柄を中心に銘柄を選定し、当該銘柄を対象に預託日の翌営業日に名義書換請求する運用を行う。</li></ul>

	<p>本ワーキンググループとして、機構に対し、会員から預託を受けた株券について、従来以上に速やかに名義書換請求を行うよう要請する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、本年11月22日から120銘柄を対象を開始し、その銘柄数を12月13日から160銘柄へ拡大した。ただし、預託株券の受入れ状況によっては、銘柄数を一時的に縮小する運用を行う。市場関係者との名義書換期間の短縮に向けた取組み</li> <li>・ 偽造株券の早期発見を可能とするためには、機構のみならず、名義書換事務に携わる関係者全員の事務処理が短縮される必要があることから、機構として、証券会社、証券取次代行、名義書換代理人との意見交換を行い、各々が努力して事務の合理化を進めることにより、名義書換期間全体の短縮化を図っていくこととする。</li> <li>・ 短縮化後の標準日程案を協会の偽造WGの場に提案。協会では、平成17年早期にガイドラインとして取り纏めを行う予定。</li> </ul>
--	---	--

<p>2 . 株券喪失登録情報等照会システム(シトラス)の改善について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 偽造株券等の情報検索手段としては、現在、唯一シトラスの重複照会機能が存在するだけであり、この機能を充実、強化することが望ましい。</li> <li>・ シトラスについては、偽造株券等の情報照会を行える環境の創設や重複情報照会機能について、現在、OCR入力分の番号のグループと手入力分の番号のグループとを別体系で管理している仕様を統合し、全入力分に対して重複情報照会ができるようにする改善などの検討が必要である。</li> </ul>	<p>偽造株券情報の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ シトラスの照会対象情報に新たに「偽造株券情報」を追加する。利用者はシトラスの照会機能を通じて、登録情報がある場合には、情報を入手できる。</li> </ul> <p>重複情報照会機能の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、重複情報照会における重複情報件数の集計方法が画面照会・ファイル照会とOCR照会が別々に集計され、出力されている仕様を、画面照会・ファイル照会とOCR照会の双方の重複情報の件数を統合し出力する仕様とする。</li> </ul> <p>参加者への要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加者に対し、シトラスのシステム改善に伴い、その機能を有効に活用するため社内の運用管理システムの検証・見直しを行うよう要請する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成17年2月末に全体テストを実施し、3月7日にシステム稼働予定。</li> </ul>
---	---	---

<p>3. 偽造株券に関する連絡体制の構築</p> <p>(1) 名義書換代理人等から機構への通知</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 名義書換代理人又は発行会社からの偽造株券に関する連絡は、その後の被害防止・拡大回避に向けた対応をとるうえで極めて重要な契機となる。</li> <li>・ 名義書換請求を行っている機構に対して、名義書換代理人から偽造株券発見等の情報が入るが、タイムラグ無く、速やかに機構へその旨の連絡を行う体制の再確認が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加者は、偽造又は変造の疑いのある株券を発見した場合は、直ちに機構に対し通知することとする。</li> <li>・ 名義書換代理人は、偽造又は変造の疑いがある株券を発見した場合、当該株券が偽造又は変造であると認定した場合は、直ちに機構に対してその旨を通知するとともに、機構が定める「偽造株券等連絡票」を機構に提出することとする。</li> <li>・ 当該取扱いについて規則化を行い、実効性のあるものとする。</li> </ul>
<p>(2) 市場関係者間の情報の共有化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在は、市場関係者間で明確な情報周知の体制が敷かれていないことから、今後各機関間で明確な連絡体制を確立し、役割分担を明確化する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場関係者間で、偽造・変造株券に関する情報（疑いのある情報も含む）を受けた場合の相互連絡に関する手続き（連絡手段、共有情報の取扱い等）を定め、迅速に偽造・変造株券情報を共有する仕組みを構築することとする。</li> <li>・ 対象とする市場関係者は、証券取引所、日本証券業協会、機構、クリアリング機構、日証決とする。</li> </ul>

<p>(3)取引参加者等への連絡</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>偽造・変造株券を発見した旨の連絡を受けた各関係機関は、従来どおり当該内容を会員、関係者等へ速やかに周知することが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機構は、名義書換代理人等から入手した偽造・変造株券の情報（疑いのある情報も含む）を、保振サイトサービス（TARGET）を利用して迅速に参加者に対して周知する。</li> <li>行政当局への規則の認可申請を経て、平成17年1月24日実施予定。なお、(2)は協会のガイドラインと併せて実施。</li> </ul>
----------------------	--	--

<p>4 . 仮事故株券の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株券失効制度の導入や仮事故の取扱いの現状等を踏まえて、いわゆる仮事故株券 の名義書換を行うことについてどのように考えるかとの機構からの問題提起を受け、本ワーキングにおいて検討したが、別途、本件については、機構において検討を行うことが望ましい。</li> </ul> <p>仮事故株券とは、株主から名義書換代理人へ株券の盗難・紛失等の届出（連絡）がなされてから正式に株券喪失登録申請が行われるまでの状態にある株券をいう。現在、仮事故株券は、原則として、機構名義へ名義書換が行われないように取扱われている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株券失効制度が創設され、株券を喪失した者は容易に株券喪失登録を行うことが可能になったこと、また、仮事故の取扱いの現状などを踏まえ、今後は、盗難・紛失株券に係る実務は株券失効制度を軸に構築することとし、仮事故の届出がなされていても、株券喪失登録が行われていない場合には、機構名義への名義書換を行うこととする。</li> <li>・ 今般の見直しに伴い、株券の盗難・紛失被害にあった者から機構に対し預託参加者名、預託年月日について照会が寄せられることが予想される。そこで、今後は、そのような照会があった場合には、従来から応じてきた警察の捜査照会や裁判所の調査囑託に加え、機構としての公共的役割、被害者保護の観点などを踏まえ、機構が必要と認める場合には、盗難・紛失を証する書面の提出を条件として弁護士法第23条の2に基づく照会についても協力することとする。</li> <li>・ 平成17年1月4日の名義書換請求分から実施予定。</li> </ul>
----------------------	--	---

以 上